










“ぎゅっと”なまち よしだ
















吉田町の支援制度を紹介します！











【令和6年度版】


事業名	事業内容	担当課・部門・連絡先	詳細
1 住まい			
移住・就業支援金	東京23区在住者または東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住で23区への通勤者が、静岡県内に移住し、中小企業に就職した場合に、100万円(単身の場合は60万円)を支給します。18歳未満の世帯員1人あたり100万円を加算します。 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	企 画 課 シティプロモーション部門 0548-33-2135	
空き家バンク	移住・定住を希望する人に空き家情報を提供します。	都 市 環 境 課 都 市 計 画 部 門 0548-33-2161	
生け垣づくり事業補助金	住宅用地の周囲の全部又は一部に新設する生け垣等で、建築基準法に規定する道路に3m以上面し、樹高がおおむね1m以上かつ樹木数が2本/m以上のものについて、経費の全部又は一部を補助します。 【補助金額】経費が3万円以下の場合は全額。経費が3万円を超える場合は3万円と3万円を超える金額の1/2を合算した額(上限5万円)	都 市 環 境 課 環 境 部 門 0548-33-2102	
住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金	居住予定の住宅が既存住宅である場合に、太陽光発電システムと蓄電池システムを同時設置する場合、設置費用の一部を補助します。 【補助金額】一律10万円		
生ごみ処理機器等設置費補助金	家庭用生ごみ処理機器を購入した費用の一部を補助します。 【家庭用電化製品】上限2万円 【ぼかし専用容器】上限3,500円 【コンポスト容器】上限7,000円 ※購入金額と対象区分により補助金額は変わります。 ※領収書の写しが必要です。	都 市 環 境 課 環 境 部 門 0548-33-2102	
ごみ収集カレンダー・分別ガイドブック	ごみ分別のガイドブック及び各地区ごとのごみカレンダーを公開しています。 外国語版(英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語)のごみカレンダーもあります。		
浄化槽設置費補助金	公共下水道事業計画区域以外の地域又は公共下水道事業計画区域内のうち現に下水道の整備がなされておらず、かつ、将来的にも下水道の整備が見込まれない地域や住宅を建設若しくは購入し、又は既に所有する方であって、浄化槽を設置する方に補助します。 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	上 下 水 道 課 下 水 道 業 務 部 門 0548-33-1100	
排水設備工事資金あっせん制度	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及び台所や浴室、洗濯場などからの排水設備工事に要する資金を、一定の条件を設けて融資あっせんする制度です。 【融資金額】工事に要した資金の範囲内で、一件につき10万円以上100万円以内 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。		



2 結婚・妊娠・出産			
新婚生活応援補助金	新婚世帯の住宅の取得、賃借、引越し及びリフォームの際に支払った費用の一部を補助します。新規に婚姻した世帯で、夫婦の双方が39歳以下であり、かつ夫婦の合計所得金額が500万円未満である世帯が対象となります。 【補助金額】29歳以下:上限60万円、39歳以下:上限30万円 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	企 画 課 シティプロモーション部門 0548-33-2135	
妊娠前麻しん等感染予防助成	麻しんや水痘等の抗体検査費及び予防接種費の一部を助成します。 【抗体検査】妊娠・出産を希望する18歳以上40歳未満の女性 【予防接種】妊娠・出産を希望する18歳以上40歳未満の女性で、抗体検査の結果、抗体価の低い方 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	健 康 づ くり 課 健 康 総 務 部 門 0548-32-7000	
風しん予防接種費助成事業	風しんの感染拡大や、妊娠初期の妊婦の風しんり患を予防し、こどもの先天性風しん症候群の発生を防ぐため予防接種費の一部を助成します。 【助成対象者】風しんウイルス抗体検査の結果、抗体価が吉田町風しん予防接種費助成金交付要綱に定める抗体価基準に該当するもの ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	健 康 づ くり 課 健 康 総 務 部 門 0548-32-7000	
こどものインフルエンザ予防接種費用の助成	お子さんのインフルエンザ感染による重症化・合併症予防のため、より多くのお子さんに予防接種を受けていただけるよう費用の一部を助成します。 【助成対象者】1歳～中学3年生 【助成額】上限1,000円(1回)		
乳房ケア費助成事業	産後4か月未満に、医療機関や助産院で受けた乳房ケアの費用を助成します。 【助成額】上限3,000円(1回)	健 康 づ くり 課 健 康 推 進 部 門 0548-32-7000	
妊婦健診・産婦健診費助成	母子手帳の交付とともに、妊婦健診を公費で受けられる受診券を発行します。(妊婦健康診査16回、妊婦歯科健康診査1回、産婦健康診査2回)		
よしにこ応援パッケージ(出産・子育て応援給付金、妊娠出産等応援助成金事業)	妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談等の後、妊婦や低年齢期の保護者に助成します。 【支給額】[妊娠届出時]5万円、[妊娠7か月以降の妊婦]5万円 [出生届出後]児1人につき5万円、[1歳児健康相談後]児1人につき5万円	健 康 づ くり 課 健 康 推 進 部 門 0548-32-7000	

事業名	事業内容	担当課・部門・連絡先	詳細
3 子育て・教育			
赤ちゃん訪問 (保健師・助産師による)	初めての赤ちゃん(第1子)をご出産の方への家庭訪問及び訪問を希望される方への家庭訪問を行います。体重測定、発育状況の確認、育児や授乳に関する不安等の相談をお受けします。	健康づくり課 健康推進部門 0548-32-7000	
児童手当の給付	児童手当は、高校生年代までの児童を養育している人に支給されます。 【支給月額】3歳未満:15,000円(第3子以降は30,000円) 3歳以上高校生年代まで:10,000円(第3子以降は30,000円)	こども未来課 児童福祉部門 0548-33-2153	
子育て相談	子育てに関する相談を随時受け付けています。		
ファミリー・サポート ・センター	「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となり、お互いの理解と協力のもとに地域で子育て支援を行う有償ボランティアの会員組織です。		
放課後児童健全 育成事業	放課後児童クラブで、昼間仕事などで保護者が家庭にいない町内の小学校に通う児童をみずかり、子どもたちに放課後の居場所を提供しています。 【利用料】7,000円 【第2子以降の減免】第2子:5,000円 第3子:0円		
こども医療制度	18歳に達する年度の3月31日までの通院・入院に係る医療費助成を行います。 【通院】自己負担なし 【入院】自己負担なし		
ひとり親支援	ひとり親家庭の安定とお子さんの健やかな成長のために、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療、就業のための支援、養育費確保支援等を行っています。		
保育園 (保育料)	保育料は国が定める額を限度額として町が設定しています。 【(例)第1子の場合】 【77,101円の所得割課税世帯・国基準:30,000円】町の保育料:19,000円	こども未来課 保育支援部門 0548-33-2153	
保育園の教育活動	保育園では遊びや生活、運動を通して豊かな心、体、知能を身につけ、就学後につながる教育を実施しています。 また、子どもたちが小学校教育に円滑に順応できるよう、専任講師による運動教室、鉛筆教室、音楽教室等を実施しています。		
一時預かり事業	就学前までの子育て家庭において、保護者の急な就労、入院や冠婚葬祭、PTA活動への参加などの際に、お子さんを一時的にお預かりする事業です。		
病後児保育事業	就学前までの子育て家庭において、子育てと仕事の両立を図るため、けがや病気の回復期にある子どもを一時的に施設においてお預かりする事業です。		
教育元気物語 「TCPTリビンスプラン」	教職員(Teacher)、子供(Children)、保護者(Parents)の三者(Tri)が共に利益を得る(win-win-win)三者共益となるよう、さまざまな施策を盛り込んだプランで、町の教育方針として定めたものです。	学校教育課 教育振興部門 0548-33-2151	
4 仕事			
産業振興事業費補助金 (新規創業事業)	町内で創業した個人事業主や法人に対して、創業に要した経費の一部を補助金として支出します。 【補助金額】2分の1以内(上限50万円)	産 業 課 商 工 観 光 部 門 0548-33-2122	
創業支援事業	町と創業支援機関等が連携し、町内で創業を目指す方、創業して間もない方を対象に創業相談から創業実現後のフォローアップまで、きめ細やかなサポートを実施しています。 ※セミナー・個別相談の実施・事務スペースの貸出【月額17,000円(税別)】等		
合同企業説明会	一般求職者や新規学卒者、企業研究を目的とした方を対象として、町内に事業所をもつ企業による合同企業説明会を年1回実施しています。企業の担当者と直接面談等を行うことができます。		

事業名	事業内容	担当課・部門・連絡先	詳細
4 仕事			
新規就農者育成 総合対策事業	交付要件を備える認定新規就農者(就農時49歳以下)に対して、経営開始資金を最大3年間交付します。 【補助金額】75万円 / 半年(150万円 / 年) × 最長3年間 ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。	産 業 課 農 政 部 門 0548-33-2121	

5 安全・安心			
わが家の専門家 診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の居住者又は所有者について、町が派遣する専門家による耐震診断が無料で受けられます。	都 市 環 境 課 都 市 計 画 部 門 0548-33-2161	
木造住宅耐震化促進 事業費補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の居住者又は所有者について、耐震診断による改修前の評点が1.0未満であり、改修後の評点が1.0以上かつ0.3以上向上する耐震補強工事に対して、工事費の一部を補助します。 【補助金額】一般世帯:100万円、高齢者のみの世帯等:120万円(上限)		
ブロック塀等耐震化 促進事業費補助金	地震発生時において倒壊又は転倒する危険のあるブロック塀の所有者又は使用者について、建築基準法第42条に規定する道路沿いにある高さ60cm以上のブロック塀等の撤去工事に対して、撤去費の一部を補助します。 【補助金額】(撤去工事金額又はブロック塀の延長×2万円のいずれか少ない額)の2/3(上限13.3万円)	防 災 課 防 災 部 門 0548-33-2164	
防災ベッド等・ 耐震シェルター設置 事業補助金	昭和56年の5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断の結果、倒壊の可能性が高い(耐震評点1.0未満)と判断された居住者又は所有者に対して、防災ベッド等や耐震シェルターの設置補助金を交付します。 【費用】防災ベッドの購入費、運搬費及び設置費:最大20万円 耐震シェルターの購入費、運搬費及び設置費:最大30万円		
防災行政ラジオの 無償配布	同報無線の放送内容を聞くことができる防災行政ラジオ(簡易型受信機)を防災課窓口で無償で配布しています。AM、FMラジオを受信していた場合も同報無線が入れば自動的に切り替わります。	健 康 づ くり 課 健 康 総 務 部 門 0548-32-7000	
家庭内家具等 転倒防止器具取付け サービス事業	地震による家の中での被害を少なくするために、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス事業を実施しています。 【費用】器具取付け作業に係る費用1台につき5,400円(1世帯5台まで)		
带状疱疹予防接種 助成事業	80歳までに約3人に1人が発症するといわれている带状疱疹を防ぐため、予防接種費用の一部を助成します。補助対象者の年齢は50歳以上の方となります。 【助成金額】ピケンの場合4,000円/1回(助成回数1回) シングリックスの場合10,000円/1回(助成回数2回) ※諸条件あり。詳細は町HPをご覧ください。		

6 交通			
乗合送迎サービス “ぎゅっと”カーよした	予約に応じて指定の停留所間を移動する乗合送迎サービス。 子どもから高齢者、町外の方も利用できます。 【料金】町内:300円/回、町外(榛原総合病院のみ):500円/回	企 画 課 企 画 調 整 部 門 0548-33-2136	

7 老後の生活			
一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業)	一般高齢者向けに介護予防活動の普及・啓発を行う事業として、運動器の機能向上に関する教室を4教室、認知症予防を目的とした教室を1教室、栄養改善教室を1教室、野菜づくりにより介護予防に取り組む教室を1教室実施しています。また、通いの場等に講師を派遣して、運動、食生活、口腔ケア、社会参加等のテーマの講演会を開催しています。	福 祉 課 高 齢 者 福 祉 部 門 0548-33-2105	
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ、身体障害者のみの世帯等で食事の調理が困難な人に対して、宅配による配食サービスを実施しています。食生活の面から健康改善を図るとともに、訪問時に利用者の安否確認を行うことで、在宅生活の維持・継続を支援しています。		
ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者の方などが、生活上で、体調の急変や事故などの緊急事態が発生した場合に、セキュリティサービスが状況確認や必要な関係機関などへの連絡や手配など、所定の対応を行う事業です。異常時に機器のスイッチを作動させることにより、異常情報として民間セキュリティ会社へ送信し、これに応じて対処するシステムとなっています。		